

令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導各サービス編

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 令和6年度集団指導について

- ・令和6年度集団指導について(P3)
- ・緊急連絡先の登録について(P4)

2 各種お知らせ等

- ・障害福祉課からのお知らせ(P6)
- ・療育支援課からのお知らせ(P22)

3 令和6年度基準改正及び報酬改定について(全サービス共通編)

- ・全サービス共通(P31)

4 令和6年度基準改正及び報酬改定について(各サービス編)

- ・訪問系(P61) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・相談系(P69) ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
- ・通所・入所系(P87) ※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
- ・グループホーム等(P130) ※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所(共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設)
- ・児童系(P165) ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

特定事業所加算の見直し（居宅介護）

概要

専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

算定要件の見直し内容

- ・ ①サービス提供体制の整備及び②良質な人材の確保⇒変更なし
- ・ ③ 重度障害者への対応（特定事業所加算Ⅰ、Ⅲ）
⇒区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上
- ・ ④ 中重度障害者への対応（特定事業所加算Ⅳ）
⇒区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

サービス提供責任者の暫定処置の廃止（居宅介護）

概要

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、
「**居宅介護職員初任者研修課程**の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、
質の向上を図る観点から、これを**廃止**する。

- ※ あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。
→今後は居宅介護職員初任者研修課程修了者が計画を作成してはいけない。

入院時支援連携加算（重度訪問介護）

概要

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に重度訪問介護事業所の職員が医療機関を訪問し、事前調整を行った場合、重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

算定要件

- ・ 事前に、利用者の障害等の状況や支援における留意点等を記載した、入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問した際、これをもとに入院前の事前調整を行うこと。
- ・ 入院時情報提供書は、利用者及び家族の同意の上、医療機関に提供すること。
- ・ 入院前の事前調整には、できる限り、利用者や家族も同席できるように配慮すること。
- ・ 入院時情報提供書の記載内容については、関係通知等を参照すること。

☞ 入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について（令和6年3月28日障障発0328第2号）

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問19

特定事業所加算の見直し（行動援護）①

概要

- ・加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術が必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

特定事業所加算の見直し（行動援護）②

算定要件の見直し内容

① サービス提供体制の整備(要件追加)

- ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問20

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 良質な人材の確保（要件の選択肢の追加） ※特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ

- ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③ 重度障害者への対応(要件の拡大) ※特定事業所加算Ⅰ、Ⅲ

- ・ 区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上)

特定行為を含んだサービス提供について

概要

利用者が必要としている喀痰吸引や経管栄養の「特定行為」を含んだサービス提供にあたっては、計画に位置づいた喀痰吸引等を実施できる訪問介護員等を適切に配置する必要があります。

留意事項

従業者等が喀痰吸引と経管栄養を行うためには、一定の研修（喀痰吸引等研修）を受け、喀痰吸引等に関する知識や技能を修得し、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行う必要があります。

なお、平成28年度以降に介護福祉士の資格を取得した方であっても、認定証の交付が必要です。

おわりに

資料等確認報告

- ・以上にて、訪問系サービスの資料掲載は終了となります。
- ・市ホームページより、各サービスの全録編を確認していただき、すべての確認が終了しましたら、船橋市オンライン申請・届出サービスにて資料等確認の報告をお願いいたします。
- ・本報告を以って令和6年度集団指導への出席と致しますので、報告漏れのないようお願いいたします。
- ・確認報告ページは下記のリンクからもご利用いただけます。

URL:https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5913

ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。